

名古屋議定書及び 国内措置の検討状況について

2014年2月28日



文部科学省

研究振興局 ライフサイエンス課

目次

- P1 .. 目次
- P2 .. 生物多様性条約と名古屋議定書採択までの流れ
- P3・4 .. 基本の用語
- P5 .. 名古屋議定書発効後の遺伝資源の取扱いイメージ
- P6・7 .. 名古屋議定書の主要規定
- P8 .. COP10以降の国内外の検討経緯
- P9 .. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会設置趣旨
- P10 .. 委員一覧
- P11 .. 報告書(案)の構成
- P12 .. 非商業目的の学術研究利用の扱い(報告書(案)P14)
- P13 .. 遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について(報告書(案)P19-20))
- P14 .. パブリックコメント・地方説明会結果概要
- P15 .. 相談窓口

生物多様性条約と名古屋議定書採択までの流れ

生物多様性条約 CBD: Convention on Biological Diversity (1992年採択)

経緯: 1992年 5月 採択(同年6月 日本が署名)
1993年12月 条約発効(※日本は1993年5月に締結)

締約国: 192カ国(※米国は未締結)(2012年2月現在)

条約の3つの目的:

①生物の多様性の保全

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

ABS ※

条約第15条の主な内容:

遺伝資源に関する保有国の主権的権利の規定
遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定
遺伝資源を取得する際には、相手国からの事前同意の取得を規定

※ ABS : Access to Genetic Resources and Benefit Sharing

ボンガイドライン (2002年採択)

経緯: 2002年4月 COP6において採択

内容: ABSに関する国際的なガイドラインであり、遺伝資源へのアクセスとその利用から得られた利益を公正かつ衡平に配分するための、基本概念や推奨されるプロセスなどが記載されているが、法的な拘束力はない。

名古屋議定書 (2010年採択)

経緯: 2010年10月 COP10において採択

2011年 5月 日本が署名 (※発効-50番目の国が批准してから90日後) 現在29カ国

内容: ABSに関する国際的なルールを適正に実施するための措置を規定した。

基本の用語①

生物資源 (Biological Resources)

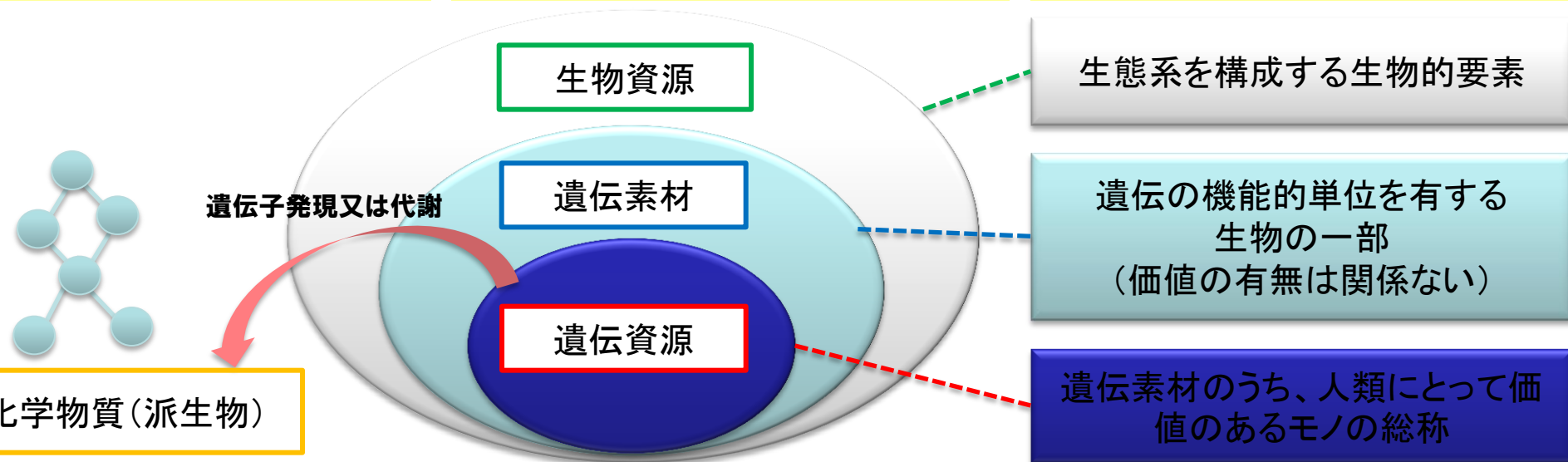
- 「(人類にとって有益な) 遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的構成要素」(条約第2条)
(生物の遺伝子、植物の種、動物又はその一部(象牙など)、トウモロコシ畑、魚の群れなど)

遺伝素材 (Genetic Materials)

- 「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」(条約第2条)
(種子、DNA片、遺伝子、染色体などDNAやRNAなどを有する物質)

遺伝資源 (Genetic Resources)

- 「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」(条約第2条)
(生物が持つ固有の遺伝特性に着目した際の呼称)



派生物 (Derivatives)

「生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずる生化学的化合物(遺伝の機能的な単位を有していないものも含む)であって、天然に存在するもの」(議定書第2条(e))

基本の用語②

遺伝資源の原産国(Country of origin of genetic resources) 【通称:原産国】

- 生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。(条約第2条)

遺伝資源の提供国(Country of providing genetic resources) 【通称:提供国】

- 生息域内の供給源(野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問わない。)から採取された遺伝資源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源(自国が原産国であるかないかを問わない。)を提供する国をいう。(条約第2条)

PIC =Prior Informed Consent (事前の情報に基づく同意) 【通称:ピック】

- ⇒利用者が遺伝資源等を取得する場合に、事前に提供国政府から取るべき同意。
- ⇒提供国の国内法等で定められている場合には、PICが必要となる。

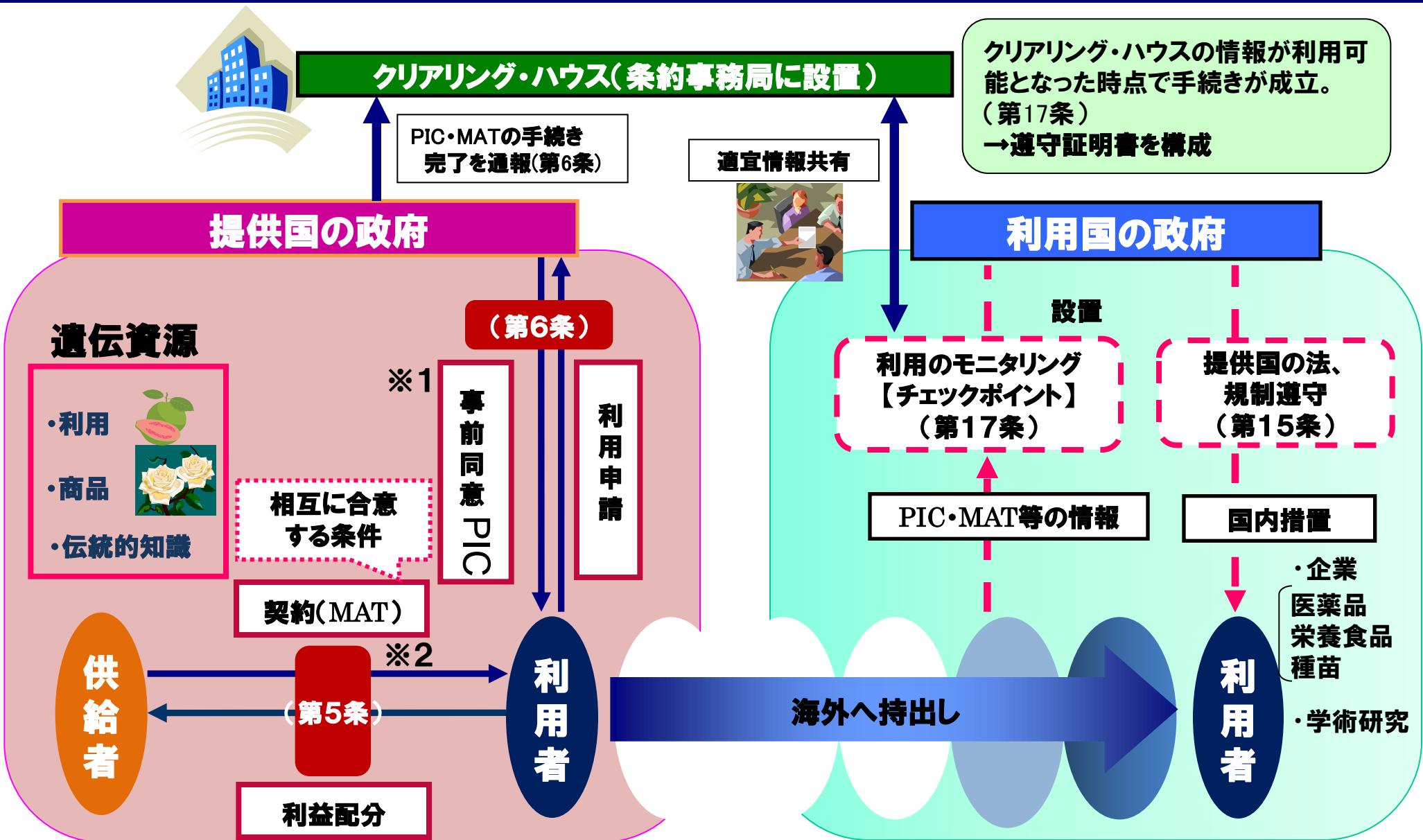
MAT =Mutually Agreed Terms (相互に合意する条件) 【通称:マツト】

- ⇒提供者と利用者の中で相互に設定する遺伝資源等の利用等に関する条件。

ABS =Access and Benefit Sharing 【通称:エービーエス】

- ⇒遺伝資源の取得の機会(Access)及びその利用から生ずる利益(Benefit)の公正かつ
衡平な配分(Sharing)。

名古屋議定書発効後の遺伝資源の取扱いイメージ



※1 PIC:Prior informed Consent ※2 MAT:Mutually Agreed Terms

名古屋議定書の主要規定①

第8条(特別の考慮事項)【提供国】

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当たり、次のことを行う。

- (a) 特に開発途上国において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、及び奨励するための条件(非商業的な目的の研究のための取得の機会の提供について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡易な措置によることとするを含む。)を整えること。
- (b) 人、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態であると国内的又は国際的に決定された事態に妥当な考慮を払うこと。締約国は、遺伝資源の迅速な取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の迅速、公正かつ衡平な配分(特に開発途上国において、治療を必要とする者が適切な治療を受けることができることを含む。)の必要性を考慮することができる。
- (c) 食料及び農業のための遺伝資源の重要性並びにそれらが食糧安全保障に果たす特別な役割を考慮すること。

名古屋議定書の主要規定②

第15条(ABS法令等の遵守)【利用国】

- 1 締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
- 2 締約国は、1の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる。
- 3 締約国は、可能かつ適当な場合には、1に規定する取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について協力する。

COP10以降の国内外の検討経緯

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
国際的な動き	<p>名古屋議定書採択(10/29)</p> <p>COP10(10/18-29)</p>	<p>署名開放(11/2/2~12/2/1)</p> <p>第1回政府間委員会(6/6-10)</p>	<p>〔締約国による50番目の批准書等の寄託の日の90日後に発効〕</p> <p>第2回政府間委員会(7/2-6)</p> <p>COP11(10/8-19)</p>		<p>第3回政府間委員会(2/24-28)</p> <p>COP12(10/6-17)</p>	<p>「2015年までに名古屋議定書を施行」(愛知目標⑯)</p>
国内の動き		<p>署名(5/11)</p>	<p>議定書締結に向けた検討</p> <p>作業部会等における関係省庁による検討</p> <p>懇談会(11/11/25, 12/3/6)</p> <p>あり方検討会(12年9月~)</p>			
<p>環境省「名古屋議定書に係る国内措置の検討状況に関する説明会」資料1(P.25)から抜粋</p>						

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会 設置趣旨

ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学術研究分野の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(以下、「検討会」)を環境省が設置(平成24年9月)。



- ・検討会委員から「国内措置のあり方」について意見を伺う。
- ・とりまとめた委員の意見をふまえて、今後の国内措置の検討を進めて行く。

委員一覧

日本にふさわしい国内措置のあり方を検討するため、平成24年9月に環境省が設置。
以下の委員14名で構成(50音順、敬称略)。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 浅間 宏志 | 日本漢方生薬製剤協会生薬委員長 |
| 足立 直樹 | (株)レスポンスアビリティ代表取締役 |
| 磯崎 博司 | 上智大学大学院地球環境学研究科教授(座長) |
| 小幡 裕一 | (独)理化学研究所バイオリソースセンター長 |
| 北村 喜宣 | 上智大学法科大学院教授 |
| 小原 雄治 | (共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所特任教授 |
| (鈴木睦昭 | (共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室長(24年度委員)) |
| 鈴木健一郎 | (独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター上席参事官 |
| 炭田 精造 | (一財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所技術顧問 |
| 寺田 雅一 | (株)タキイ種苗総務部法務課長 |
| 西澤 義則 | (株)花王生物科学研究所シニアパートナー |
| 二村 聡 | (株)ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ代表取締役 |
| 藤井 光夫 | 日本製薬工業協会知的財産部長 |
| 丸山 純一 | (一財)食品産業センター技術環境部次長 |
| 吉田 正人 | 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授(NACS-J専務理事) |
| (オブザーバー) | 名古屋議定書に係る国内調整等作業部会関係省庁等 |

【開催状況】 平成24年9月より月1回のペースで開催
平成25年12月10日 第15回検討会、3月3日 第16回検討会(予定)

報告書(案)の構成

報告書(案)は第Ⅰ章～第Ⅲ章で構成

第Ⅰ章:名古屋議定書について(p1～p5)

第Ⅱ章:名古屋議定書の主要規定(p5～p7)

第Ⅲ章:名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に係る意見のまとめ(p8～p28)

客観的な事実を記載



本報告書は検討会委員の意見を取りまとめたもの

※報告書(案)は関係省庁の意見は含まれていない。検討は今後も継続。

本文

項目についての意見のうち共通性が見られた部分、少なくとも反対する意見がない部分で、その項目について大きな方向性を示す内容。

検討すべき事項

複数の意見がある等で方向性が見出されるところまでは至っていないと思われる事項、特定の状況を想定した上での事項等で、追加的に検討や考慮が必要とされる内容。

意見が分かれた事項

意見が明確に分かれている事項。

非商業目的の学術研究利用の扱い（報告書(案)p14)

- ・非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用及びその成果の発表については、遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きが緩やかなものとなるよう配慮すべき。

検討すべき事項

- ・非商業目的及び商業目的の利用の考え方の整理。（学術研究分野においては、大学等の非営利機関における非営利目的の利用を非商業的目的の利用とし、非営利機関における営利目的の利用や営利機関との共同の又は営利機関からの委託による利用、営利機関における利用を商業目的の利用と整理していることに留意。）

遺伝資源のアクセスから商業化までの情報の把握について (報告書(案)p19-20)

- ・学術研究利用に際して、自由かつ円滑な第三者への遺伝資源の提供が困難になれば、学術研究の発展への大きな障害となる。第三者に遺伝資源を提供する学術研究利用者に対して、当該第三者の情報や当該第三者による当該遺伝資源の利用状況に係る情報を収集・管理することやチェックポイントに提供することを求めるようなことは行わないか、最小限に留めるべき。
- ・契約によっては、利用者による毎年の遺伝資源の利用状況についての報告が求められることがあるが、この提供国への報告は当事者間の契約に基づくものであり、チェックポイントに対して同様の報告を行う必要はないと考えられる。

検討すべき事項

- ・仮に提供国から求められたとしても、日本の遵守措置において日本国内での学術研究利用について隅々まで監視(monitoring)するようなことを行えば学術研究利用が成り立たなくなることへの留意。
- ・学術研究利用に際しての自主的な情報伝達のルール等に関して、利用者からの自発的な申請を受けて最良の実例として認定することとしているEUの当初の規則案と同様の仕組みを設ける可能性。

パブリックコメント・地方説明会結果概要

パブリックコメント

【実施期間】

- 平成25年12月27日(金)～平成26年1月24日(金)(29日間)で実施

【意見の取り扱い】

- 寄せられた意見を事務局で報告書案に沿って整理。
- 整理した内容を検討会(第16回)で資料として提示。
- 委員が新しい視点等を見だし、取り入れた方が良いと考えた場合は報告書に反映。
- パブリックコメントの結果は、検討会に資料として提示することで公表とする。

【最終報告書におけるパブリックコメント結果の取り扱い】

- 参考資料として添付

地方説明会

- 平成26年1月9日～22日に全国7地域(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡)で開催。
- 名古屋議定書や検討会での状況を報告書(案)に基づき学術区分と企業区分毎に説明及び意見交換。
- 学術区分383名、企業区分143名、延べ526名が参加

相談窓口

国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS学術対策チーム

主な取り組み

- 1) 大学研究者に向けた名古屋議定書に対応した遺伝資源の取り扱いに関する啓発活動
(セミナー、講習会開催)
- 2) 海外からの遺伝資源の取り扱いに関する情報発信
→国内措置の検討状況、説明会などの最新情報を入手可能
特設サイトから「あり方検討会報告書案」のパブリックコメントへ意見提出可能
 - ・ABS学術対策チーム <http://idenshigen.jp/>
 - ・特設サイト <http://nagoya-protocol-academic.sakuraweb.com>
 - ・メーリングリスト <http://np-iken.sakuraweb.com/maillinglist.html>
- 3) 海外からの遺伝資源の取り扱いに関する相談や意見をお聞きする窓口の設置
→ABS問題の専門家が対応

連絡先

e-mail : abs@nig.ac.jp

TEL : 03-5542-1931(東京事務所 土日を除く、月～金曜日9:00～17:45)

住所:東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル1F 105